

第75回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月21日（金曜日）

午前10時

（開場・受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区銀座六丁目14番10号

コートヤード・マリオット

銀座東武ホテル 2階「桜」

（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

昨年と会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

議決権行使期限

2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会終了後に株主様との懇談会及び営業施策報告を実施する予定としております。懇談会では、お飲み物（ソフトドリンク）のみご用意させていただきます。
なお、ご出席株主様へのお土産の提供は廃止いたしております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第75回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	17
連結計算書類・計算書類	42
監査報告書	49

株 主 各 位

東京都文京区水道二丁目8番6号

株式 鳥羽洋行
会社 遠藤 稔
代表取締役社長

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.toba.co.jp/ir/event/event_03.html



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「鳥羽洋行」または「コード」に当社証券コード「7472」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、「株主総会招集通知／株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜」
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

昨年と会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

- 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する株主の方に委任する場に限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状及び代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。

以 上

（お知らせ）

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しておりますが、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎株主総会終了後に株主様との懇談会及び営業施策報告を実施する予定としております。懇談会では、お飲み物（ソフトドリンク）のみご用意させていただきます。
- ◎ご出席株主様へのお土産の提供は廃止いたしております。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

株主総会へ出席する場合



開催日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第75回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

議決権行使書を郵送する場合



行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットで議決権を行使する場合



行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

インターネットによる議決権行使

スマートフォンにより議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト（スマート行使）にアクセスするか、パソコン用議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分行使分まで

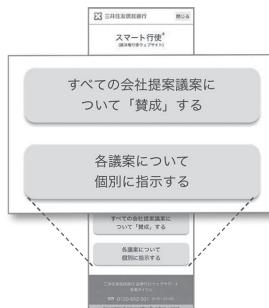
QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使コード及びパスワードの入力は不要です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度スマート行使で議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、①再度QRコードを読み取ってパソコン用議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、②パソコン用議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして、再度議決権を行使していただくこととなります。パソコン用議決権行使ウェブサイトでの議決権行使につきましては、次ページをご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけております。配当方針につきましては、安定的な配当の継続を目指すとともに、株主の皆様に対する公明性を明確にした業績連動型の配当性向を基本に考えております。なお、株主還元に関する基本方針として1株当たりの配当金を40円以上とし、かつ連結配当性向を35%以上とする旨を2016年5月13日開催の取締役会にて決議いたしております。

当期の期末配当金につきましては、当該基本方針に基づくとともに、今後の事業展開などを勘案し、1株につき120円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金120円 総額481,254,240円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株式会社和泉テック及び株式会社和泉テクニカル・ラボを完全子会社としたことに伴い、現行定款第2条（目的）について、両社が行う事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分が変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① 機械工具器具とその部品類の加工販売、レンタル、リースおよび輸出入</p> <p>② 制御機器、産業用ロボット、計測計装機器、コンピューター、電子機器、搬送機器、建設・管工機器、ファスナー、環境整備機器、機械工具、工作機械、理化学機器、化学工業薬品類、ガラス関連建材、室内装飾用品等の販売、レンタル、リースおよび輸出入</p> <p>③～⑦ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>⑧ 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 制御機器、産業用ロボット、計測計装機器、コンピューター、電子機器、搬送機器、建設・管工機器、ファスナー、環境整備機器、機械工具、工作機械、理化学機器、医療用機器、薬品類、ガラス関連建材、室内装飾用品、<u>車輛、事務機器</u>等の販売、レンタル、リースおよび輸出入</p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧ <u>研究の受託および測定機器の開発、製造</u></p> <p>⑨ <u>貨物自動車運送事業</u></p> <p>⑩ <u>情報処理業務、一般事務、経理事務の指導および受託</u></p> <p>⑪ 前各号に附帯する一切の業務</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制をより効率化するため取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性	取締役会出席状況
1	えん とう みのる 遠 藤 稔	代表取締役社長	再任	13回/13回 (100%)
2	ち くに てつ お 千 國 哲 主	取締役営業本部長 兼特機システム部長	再任	13回/13回 (100%)
3	しま づ まさ のり 島 津 政 則	取締役管理本部長	再任	13回/13回 (100%)
4	いけ だ とも のり 池 田 智 則	取締役中部ブロック長 兼西日本ブロック長	再任	13回/13回 (100%)
5	むら き よし かず 村 木 義 和	取締役営業企画室長	再任	10回/10回 (100%)
6	お がわ たか ゆき 小 川 隆 之	社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
7	なる せ か ず こ 成 瀬 圭 珠 子	社外取締役	再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
8	いわ た しん 岩 田 伸	-	新任 社外 独立	-

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	 <p>えん とう みのる 遠藤 稔 (1958年10月4日生) 再任</p>	1981年4月 1991年4月 1999年4月 2004年4月 2004年6月 2008年4月 2008年12月 2011年4月 2015年6月 2016年4月 2016年4月 2022年6月 2023年4月	当社入社 当社東京第二営業所長 当社第二ブロック営業部長 当社第三ブロック営業部長 当社取締役第三ブロック営業部長 当社取締役海外営業部長 鳥羽（上海）貿易有限公司総経理 当社取締役海外営業担当部長 当社常務取締役海外営業担当部長 当社常務取締役営業本部長 鳥羽（上海）貿易有限公司董事長（現任） 当社代表取締役社長兼営業本部長 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 鳥羽（上海）貿易有限公司董事長	20,755株
<p>(取締役候補者とした理由) 遠藤稔氏は、国内外の営業部門における統括責任者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、2022年6月より代表取締役社長として当社グループの経営全般の管理・監督機能を担っており、適切に企業経営に従事しております。今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
2	 <p>ち くに てつ お 千國 哲王 (1970年2月20日生) 再任</p>	1992年4月 2004年4月 2012年4月 2016年6月 2020年11月 2021年4月 2023年4月 2024年1月	当社入社 当社特機グループ長 当社特機システム部長兼特機システムグループ長 当社取締役特機システム部長兼特機システムグループ長 当社取締役特機システム部長兼特機システムグループ長兼関東ブロック長 当社取締役特機システム部長兼関東ブロック長 当社取締役営業本部長兼特機システム部長（現任） 株式会社和泉テクニカル・ラボ代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社和泉テクニカル・ラボ代表取締役社長	6,421株
<p>(取締役候補者とした理由) 千國哲王氏は、国内外の営業部門における責任者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、2023年4月より取締役営業本部長兼特機システム部長として、営業部門全体を適切に統括しており、今後も営業部門における統括責任者として一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社の株式数
3	 <p>しま づ まさ のり 島 津 政 則 (1965年8月15日生)</p> <p>再 任</p>	1988年 4 月 2008年 4 月 2015年 9 月 2018年 4 月 2020年 6 月	当社入社 当社八王子営業所長 当社静岡営業所長 当社管理本部管理部長 当社取締役管理本部長（現任）	7,921株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>島津政則氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2018年4月より管理本部管理部長に就任し、2020年6月より取締役管理本部長として経理、システム、総務の各グループを適切に統括しております。今後も管理部門における統括責任者として一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
4	 <p>いけ だ とも のり 池 田 智 則 (1972年9月18日生)</p> <p>再 任</p>	1995年 4 月 2009年 4 月 2013年 4 月 2015年10月 2016年 6 月 2021年 4 月 2022年 6 月	当社入社 当社大阪営業所長 当社滋賀営業所長 当社西日本ブロック副ブロック長兼滋賀営業所長 当社西日本ブロック長 当社中部ブロック長兼西日本ブロック長 当社取締役中部ブロック長兼西日本ブロック長（現任）	6,953株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>池田智則氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を活かし、2022年6月より取締役中部ブロック長及び西日本ブロック長として国内外の事業領域拡大に貢献しております。今後も営業部門における責任者として一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社の株式数
5	 <p data-bbox="266 405 492 474">むら き よし かず 村 木 義 和 (1965年9月8日生)</p> <p data-bbox="338 480 429 523">再 任</p>	<p data-bbox="526 187 671 211">1988年 4 月</p> <p data-bbox="526 217 671 241">2000年 4 月</p> <p data-bbox="526 247 671 272">2005年 4 月</p> <p data-bbox="526 278 671 302">2008年 4 月</p> <p data-bbox="526 308 671 332">2012年 4 月</p> <p data-bbox="526 338 671 362">2013年 4 月</p> <p data-bbox="526 368 671 393">2016年 4 月</p> <p data-bbox="526 399 671 423">2023年 6 月</p>	<p data-bbox="701 187 792 211">当社入社</p> <p data-bbox="701 217 937 241">当社東京第二営業所長</p> <p data-bbox="701 247 913 272">当社東京南営業所長</p> <p data-bbox="701 278 913 302">当社宇都宮営業所長</p> <p data-bbox="701 308 1130 332">当社北関東ブロック長兼宇都宮営業所長</p> <p data-bbox="701 338 937 362">当社北関東ブロック長</p> <p data-bbox="701 368 889 393">当社営業企画室長</p> <p data-bbox="701 399 1040 423">当社取締役営業企画室長（現任）</p>	<p data-bbox="1251 353 1351 378">4,200株</p>
<p data-bbox="266 553 553 577">(取締役候補者とした理由)</p> <p data-bbox="257 580 1351 681">村木義和氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を活かし、2023年6月より取締役営業企画室長として、当社主要取引先との販売拡大に関わる商品開発及び事業戦略の推進に貢献しております。今後も営業企画部門の責任者として一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
6	 <p data-bbox="296 916 492 985">お がわ たか ゆき 小 川 隆 之 (1954年1月9日生)</p> <p data-bbox="288 1006 477 1049">再 任 社 外</p> <p data-bbox="288 1064 379 1106">独 立</p>	<p data-bbox="526 690 671 715">1976年 4 月</p> <p data-bbox="526 721 671 745">1994年 4 月</p> <p data-bbox="526 775 671 799">1998年 5 月</p> <p data-bbox="526 805 671 830">2001年 4 月</p> <p data-bbox="526 836 671 860">2012年 1 月</p> <p data-bbox="526 866 671 890">2019年 6 月</p>	<p data-bbox="701 690 937 715">三菱商事株式会社入社</p> <p data-bbox="701 721 1176 769">同社高機能化学品部・機能材料部・機能商品チームチームリーダー</p> <p data-bbox="701 775 1155 799">同社スペシャリティケミカル本部付次長</p> <p data-bbox="701 805 1155 830">同社機能化学品本部・電子材料関連部次長</p> <p data-bbox="701 836 1155 860">株式会社スター・サークル代表取締役社長</p> <p data-bbox="701 866 943 890">当社社外取締役（現任）</p>	<p data-bbox="1297 887 1351 911">一株</p>
<p data-bbox="266 1111 889 1135">(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p data-bbox="257 1138 1351 1289">小川隆之氏は、社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べております。また、同氏は企業経営に携わった経験や総合商社での実務経験を有し、その経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、さらに、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
7	 <p>なる せ か ず こ 成 瀬 圭 珠 子 (1962年11月4日生)</p> <p>再任 社外</p> <p>独立</p>	<p>1985年 4 月 全日本空輸株式会社入社 1991年 8 月 矢矧コンサルタント株式会社入社 2000年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 林田総合法律事務所入所</p> <p>2015年 6 月 東京エレクトロデバイス株式会社社外監査役</p> <p>2017年 6 月 株式会社ウィザス社外監査役（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） 2023年 1 月 ウェルネオシュガー株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2024年 1 月 抜弁天法律事務所代表弁護士（現任） 2024年 4 月 株式会社イムラ社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 株式会社ウィザス社外監査役 ウェルネオシュガー株式会社社外監査役 株式会社イムラ社外監査役</p>	100株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>成瀬圭珠子氏は、社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べております。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と見識を有し、さらに他社での社外監査役を歴任されております。これらの経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、さらに、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
8	 <p>岩田 伸 (1955年9月23日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立</p>	1978年4月 2000年7月 2002年4月 2004年4月 2006年6月 2008年6月 2009年4月 2017年6月 2018年3月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 同行荻窪支店支店長 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）浜松営業部部长 同行公共法人部部长 ティーディーシーソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 TDCソフト株式会社）取締役執行役員経理部部长 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 同社取締役常務執行役員管理本部長 同社顧問 同社退職	一 株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>岩田伸氏は、長年にわたり銀行業務や他社での取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験、知見を有しております。これらの経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、さらに、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小川隆之、成瀬圭珠子及び岩田伸の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小川隆之、成瀬圭珠子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合には引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、岩田伸氏が選任された場合には、同氏を独立役員に指定し、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。小川隆之、成瀬圭珠子の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、岩田伸氏が選任された場合には、同氏との間で同様の契約を新たに締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金5百万円または法令が定める額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされています。ただし、役員等の職務の執行が適正性を損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、保険期間満了時に当社が保険料を全額負担し、当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役酒井孝弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
 <p>酒井 孝弘 (1959年8月4日生)</p> <p>再任</p>	1982年4月 1997年4月 2004年4月 2008年4月 2011年4月 2014年4月 2015年4月 2020年6月	当社入社 当社千葉営業所長 当社茨城営業所長 当社東京南営業所長 当社首都圏ブロック長 当社首都圏ブロック長兼東京南営業所長 当社総務グループ長 当社常勤監査役(現任)	5,100株
<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>酒井孝弘氏は、営業部門及び総務・人事部門での豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2020年6月より常勤監査役に就任し、これまで客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行に対する監査・監督を適切に果たしております。今後も、当社の監査役として職務を適切に遂行していただき、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献していただけると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等(不作為を含む)に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされています。ただし、役員等の職務の執行が適正性を損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、酒井孝弘氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、保険期間満了時に当社が保険料を全額負担し、当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

当社取締役及び監査役へ期待する専門性（スキル）上位3項目について

本総会において、第3号議案及び第4号議案が承認され、その後の取締役会にて各決議事項が承認された場合、取締役、監査役の構成及び各々へ期待する専門性（スキル）上位3項目は以下のとおりであります。

	氏名	当社における地位 及び主な担当	企業経営	営業・グ ローバル	人事・ 人材育成	財務・ 会計	法務・リ スクマネ ジメント	サステナ ビリティ
取 締 役	遠藤 稔	代表取締役社長	●	●				●
	千國 哲王	取締役営業本部長 兼特機システム部長	●	●				●
	島津 政則	取締役管理本部長			●	●	●	
	池田 智則	取締役中部ブロック長 兼西日本ブロック長		●	●			●
	村木 義和	取締役営業企画室長			●		●	●
	小川 隆之	社外取締役	●	●		●		
	成瀬 圭珠子	社外取締役			●		●	●
監 査 役	岩田 伸	社外取締役	●	●		●		
	酒井 孝弘	常勤監査役	●			●	●	
	廣瀬 勝一	社外監査役	●				●	●
	早崎 信	社外監査役			●	●		●
	川口 伸	社外監査役	●	●	●			

(注) 各専門性（スキル）の各項目の概要は、以下のとおりであります。

項 目	概 要
企業経営	経営全般や戦略・企画に関するスキル
営業・グローバル	ビジネス（本業の営業）やマーケティング及び海外事業に関するスキル
人事・人材育成	人事・教育・採用やダイバーシティ推進に関するスキル
財務・会計	財務・会計に関するスキル
法務・リスクマネジメント	法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関するスキル
サステナビリティ	企業の社会的責任（CSR）やESG課題に関するスキル

(ご参考)

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性に関して、法令の定める要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加え、以下のとおり当社独自の基準を設定しております。

◆直近事業年度（末）において、以下のいずれにも該当しないこと。

1. 当社グループの主要な取引先（※1）又はその業務執行者（※2）
2. 当社グループから役員報酬以外に500万円以上の報酬等の支払いを受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家（当該報酬等を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
3. 当社グループの主要株主（総議決権の10%以上を保有している株主をいう）又はその業務執行者
4. 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
5. 当社グループとの間で、役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
6. 当社グループから、1,000万円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
7. 過去3年以内において上記1から6までに該当していた者
8. 過去10年以内において当社もしくは当社の関連会社の業務執行者
9. 上記1から8までに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族

※1. 主要な取引先とは、以下に該当する者をいう。

- ① 当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
- ② 連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
- ③ 当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先

※2. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに準じる者をいう。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による行動制限の緩和に伴い、個人消費やインバウンド需要の回復による経済活動の正常化に向けた動きが進行いたしました。世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化等の影響もあり、エネルギー・原材料価格の高騰が継続し、世界的なインフレ進行が金融政策の引締めにつながりました。また、中国では、不動産不況を発端に経済の低迷が続いている等、景気の下振れリスク懸念が根強く、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような経済環境下における当社グループの国内販売は、世界的な生成AI、5G、IoT等の情報通信技術の成長やそれに伴うデータセンターの能力拡張等、半導体に係る積極的な設備投資が進行し、中長期的な市場拡大が見込まれております。しかし、足元でのメモリ半導体の需要回復は遅れており、半導体製造装置に関連する得意先への販売は伸び悩みました。一方、自動車関連の得意先への販売は自動車販売台数の回復やEV・HV関連の電池需要の拡大等、関連する生産設備向け商材の販売が好調に推移いたしました。また、人件費高騰や労働力不足による自動化・省人化の流れを受けて、ロボットや自動化システム設備をはじめとするFA機器の販売が好調に推移いたしました。

海外販売は、中国における景気減速の影響を受け、主力得意先への産業用ロボットの販売が低迷いたしました。

以上の結果、売上高は284億49百万円(前年同期比3.5%減)、営業利益は15億14百万円(前年同期比10.6%減)、経常利益は16億18百万円(前年同期比10.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は10億74百万円(前年同期比24.8%減)となりました。

なお、当連結会計年度における取扱商品の部門別実績は、次のとおりであります。

商品部門	2023年3月期 (前期)		2024年3月期 (当期)		増減 (△印減)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
制御機器	8,359百万円	28.4%	7,715百万円	27.1%	△644百万円	△7.7%
FA機器	14,565	49.4	14,609	51.4	43	0.3
産業機器	6,556	22.2	6,125	21.5	△430	△6.6
合計	29,482	100.0	28,449	100.0	△1,032	△3.5

各部門の概要は次のとおりであります。

[制御機器]

制御機器は、空気圧機器、電子センサー、圧力センサー、流体継手、真空機器、緩衝器等で構成されており、主としてデジタル機器、半導体及び半導体・液晶製造装置、基板実装機、自動車・車載部品、工作機械等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、前年度から続く円安への対応やサプライチェーンの安定化を目的とした国内生産回帰の活性化を受け、設備投資は拡大傾向にあり、当社では精密機器に関連する得意先向けへの販売が好調に推移いたしました。しかし半導体製造装置に関連する得意先への販売は前期を下回り、加えてスマートフォン等デバイスの買い替え需要が減少傾向となったことから、電子部品に関連する得意先からの受注も減少いたしました。

以上により制御機器全体の売上高は前期を下回る77億15百万円（前年同期比7.7%減）となりました。

[F A機器]

F A機器は、産業用ロボット、自動組立機、表面実装システム、レーザー加工機、精密塗布装置等で構成されており、主としてデジタル機器、自動車・車載部品、半導体及び半導体・液晶製造装置、OA機器、医療機器等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、中国では車載部品関連等へのマウンターの販売が前期を上回りましたが、スマートフォン等電子部品関連の得意先向けの産業用ロボット販売が大きく減少いたしました。一方、国内においては、自動車生産台数が回復傾向にあることから、自動車・車載部品関連の得意先向けの産業用ロボット及びマウンター等の販売が好調に推移いたしました。

以上によりF A機器全体の売上高は前期を上回る146億9百万円（前年同期比0.3%増）となりました。

[産業機器]

産業機器は、電動ドライバー、アルミフレーム、無人搬送車、コンベア、揚重機、ろ過フィルター、環境システム等で構成されており、主としてデジタル機器、自動車・車載部品、半導体及び半導体・液晶製造装置、医療機器、精密機器等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、自動車をはじめとする各種生産活動が活発化したことにより、様々な生産現場で使用される什器備品や機械工具類の販売が拡大いたしました。一方、前期まで好調であった半導体及び半導体製造装置向けろ過フィルターの販売は、伸び悩む結果となりました。

以上により産業機器全体の売上高は前期を下回る61億25百万円（前年同期比6.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1億54百万円であります。その主なものは、当連結会計年度中に実施した基幹システムの更新及び松本営業所建替えに係るものであります。

なお、費用につきましては、全額自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式の取得の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	議決権比率	取得価額	取得年月日
株式会社和泉テック	普通株式	302,500株	100%	536百万円	2024年1月31日
株式会社和泉テクニカル・ラボ	普通株式	1,260株	100%		2024年1月31日

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境を概観しますと、半導体市場は、世界的な生成AI、5G、IoTなどの情報通信技術の成長やそれに伴うデータセンターの能力拡張、DX（デジタルトランスフォーメーション）の普及による設備投資需要等、今後底堅く推移していくものと予想しており、半導体及び半導体製造装置関連の得意先への販売は中長期的に拡大していくものと予想しております。また、自動車産業全般に関しては、EV・HV関連の電池需要の拡大は継続し、設備投資は堅調に推移していくものと思われれます。しかし、ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫等、地政学的リスクの高まりによる混乱は原材料及び部材等の価格高騰に加え、供給体制にも影響をもたらし、経済活動の停滞による景気の下振れも懸念されております。

このような事業環境を踏まえ、当社グループが中期経営計画「Next Stage 2026」に基づき産業の発展と地球環境に貢献する企業として成長するために優先的な課題は以下のとおりであります。

- ①技術革新が進む産業界において、当社業容の拡大できる新しい販売市場の開拓
- ②同業他社と差別化できる環境負荷の低い高付加価値商品の発掘
- ③人への投資による既存人材の成長と将来を担う感性豊かな人材の確保
- ④基幹システムの更新等による業務効率及び顧客満足度の向上
- ⑤激動する社会情勢に対応するためのコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、以上の課題をサステナビリティにおける重要課題として認識しており、課題解決への取り組みを推進し、企業価値向上と持続可能な社会実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

当社グループは、第75期（2024年3月期）から第77期（2026年3月期）までの期間を対象とする中期経営計画「Next Stage 2026」を2023年8月9日に発表しております。その内容は、以下のとおりです。なお、当社グループは、経営環境の変化等に対応すべく、ローリング方式により中期経営計画を毎年度改定することとしております。

中期経営計画「Next Stage 2026」

1. 目指すべき企業像と経営理念

(1) 目指すべき企業像

百年の信頼を未来につなげるため、信用第一主義を貫き、産業の発展と地球環境に貢献する企業を目指します。

(2) 経営理念（社是）

- ・当社は社会人類に貢献するためにある。
- ・当社は社員の向上と幸福を計るためにある。
- ・当社は最大ならずとも、最良の会社たることを期する。
- ・当社は明朗、勤勉、練達の社員のみをもって結成する。
- ・当社は何事にも無理なく、堅実に、しかも進取、独創、能率的に経営し、信用を第一におく。

2. 事業戦略

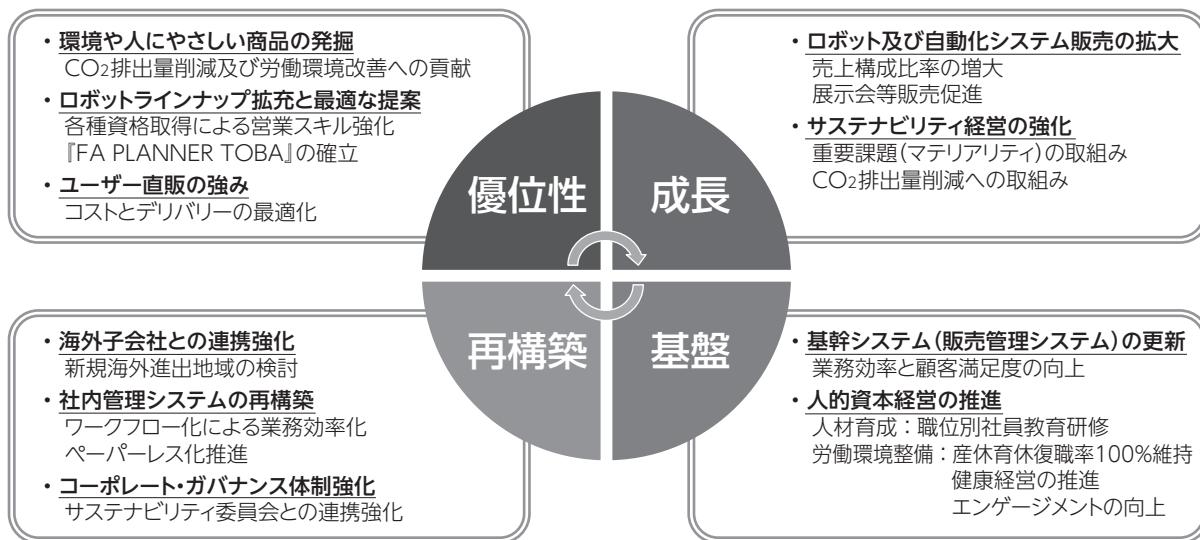
(1) 「鳥羽洋行のあるべき姿」を求め、サステナビリティ経営を推し進め、当社の課題を抽出し、課題解決と中期経営計画の達成を目指します。

	取り巻く環境/ 社会からの要求	当社の重要課題 (マテリアリティ)	鳥羽洋行のあるべき姿 (具体的な取組み)	SDGs
1	カーボンニュートラル SDGs	同業他社と差別化できる 環境負荷の低い高付加価値商品の発掘	<サステナビリティ経営> ・省エネ機器の販売注力と新材の開拓 ・自社でのCO ₂ 排出量削減取組み	7 気候変動に 適応する 13 気候変動に 具体的な対策を
2	トランスフォーム 新たな事業収益	技術革新が進む業界での当社業容の 拡大できる新しい販売市場の開拓	<業績の拡大> ・当社ネットワークを活かした顧客ノルート開拓 ・ロボット及び自動化システム営業強化	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
3	人口減少・人材不足 (労働人口不足)	人への投資による既存人材の成長と 将来を担う感性豊かな人材の確保	<人的資本の向上> ・働きやすい職場環境整備、人材育成 ・女性の活躍、幅広い人材の採用	5 ジェンダー平等を 促進しよう 8 働きがいも 経済成長も
4	デジタル化 DX戦略の推進	基幹システムの更新等による 業務効率と顧客満足度の向上	<業務効率改善> ・顧客ノ社内の業務効率改善 ・ペーパーレス化(SDGs)	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう
5	ガバナンス強化 透明性	激動する社会情勢に対応するための コーポレート・ガバナンスの強化	<信用第一主義> ・会社機関とサステナビリティ委員会との融合 ・コーポレートガバナンス・コード遵守と開示	

(2) 中期経営計画 達成のための 「5つの柱」

- ① 次世代の柱となるユーザー新規開拓、育成
- ② 新材発掘 (SDGs/環境や人にやさしい商品)
- ③ 装置ビジネスの更なる販売強化
- ④ 技術商社としての存在価値強化
- ⑤ 海外拠点との連携強化

3. 企業価値向上と持続可能な社会の実現



4. 数値目標（連結）

(単位：百万円)

	第75期 (2024年3月期)	第76期 (2025年3月期)	第77期 (2026年3月期)
売上高	30,000	33,000	36,000
営業利益	1,800	2,060	2,280
経常利益	1,900	2,160	2,380
当期純利益	1,290	1,480	1,630

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 72 期 (2021年3月期)	第 73 期 (2022年3月期)	第 74 期 (2023年3月期)	第75期(当期) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	25,040	29,730	29,482	28,449
経 常 利 益 (百万円)	1,384	2,061	1,800	1,618
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	949	1,424	1,429	1,074
1株当たり当期純利益 (円)	219.41	330.69	340.14	264.94
総 資 産 (百万円)	27,230	28,968	29,124	32,124
純 資 産 (百万円)	18,361	19,280	19,799	20,491

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自己株式を、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めて算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第73期の期首から適用しており、第73期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 72 期 (2021年3月期)	第 73 期 (2022年3月期)	第 74 期 (2023年3月期)	第75期(当期) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	22,263	25,432	26,460	26,137
経 常 利 益 (百万円)	1,181	1,610	1,624	1,559
当 期 純 利 益 (百万円)	796	1,087	1,297	1,046
1株当たり当期純利益 (円)	184.08	252.51	308.79	258.08
総 資 産 (百万円)	26,005	27,027	27,257	29,405
純 資 産 (百万円)	17,610	18,040	18,349	18,939

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自己株式を、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めて算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第73期の期首から適用しており、第73期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

- ① 制御機器、産業用ロボット、計測計装機器、コンピューター、電子機器、搬送機器、建設・管工機器、ファスナー、環境整備機器、機械工具、工作機械、理化学機器、化学工業薬品類等の販売、レンタル、リース及び輸出入
- ② 上記に関する生産設備効率化のためのコンサルティング
- ③ 機械工具器具とその部品類の加工販売、レンタル、リース及び輸出入
- ④ 古物売買業

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社に関する事項
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社和泉テック	100百万円	100%	理化学機械器具の受託販売、研究の受託及び測定機器の開発、製造
株式会社和泉テクニカル・ラボ	10百万円	100%	測定機器の開発、研究の受託及び製造
烏羽（上海）貿易有限公司	14百万元	100%	中国における機械工具器具等の販売

(12) 主要な営業所等 (2024年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区水道二丁目8番6号
特 機 シ ス テ ム 部	東京都文京区
海 外 事 業 グ ル ー プ	東京都文京区
青 森 営 業 所	青森県弘前市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
宇 都 宮 営 業 所	栃木県宇都宮市
前 橋 営 業 所	群馬県前橋市
熊 谷 営 業 所	埼玉県熊谷市
川 越 営 業 所	埼玉県川越市
東 京 営 業 所	東京都大田区
東 京 南 営 業 所	東京都大田区
茨 城 営 業 所	茨城県牛久市
千 葉 営 業 所	千葉県千葉市中央区
八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
厚 木 営 業 所	神奈川県厚木市
甲 府 営 業 所	山梨県甲斐市
松 本 営 業 所	長野県松本市
静 岡 営 業 所	静岡県静岡市駿河区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市名東区
滋 賀 営 業 所	滋賀県守山市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市西区
兵 庫 営 業 所	兵庫県明石市
広 島 営 業 所	広島県広島市西区
福 岡 営 業 所	福岡県大野城市
大 分 営 業 所	大分県別府市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社和泉テック	宮城県仙台市泉区
株式会社和泉テクニカル・ラボ	宮城県仙台市泉区
鳥羽（上海）貿易有限公司	中国上海市

(13) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
262名	6名増

（注）従業員数は、連結会社から連結会社外への出向者を除いた従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	134名	2名増	39.1才	14.3年
女 性	92名	4名減	31.5才	9.3年
合計または平均	226名	2名減	36.0才	12.2年

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除いた従業員数であります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

4,700,000株（自己株式689,548株を含む）

(3) 株主数

5,529名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鳥 羽 重 良	324,389株	8.08%
鳥 羽 洋 行 取 引 先 持 株 会	249,053	6.21
鳥 羽 聰 子	222,000	5.53
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	150,000	3.74
S M C 株 式 会 社	135,000	3.36
藤 森 立 子	123,000	3.06
鳥 羽 洋 行 社 員 持 株 会	118,200	2.94
千 代 田 イ ン テ グ レ 株 式 会 社	112,000	2.79
鳥 羽 洋 行 共 済 会	105,000	2.61
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	85,500	2.13

(注) 持株比率は自己株式（689,548株）を控除して計算しております。なお、自己株式（689,548株）には「従業員向け株式交付信託」に信託してある自己株式（8,000株）を含んでおりません。

(5) 当期に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当期に交付した株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の内容は次のとおりであります。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	4,627株	5名

- (注) 1. 上記の株式数は、取締役に実際に交付した株式の数であります。
 2. 当社の譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、「4. (3)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鳥 羽 重 良	
代表取締役社長	遠 藤 稔	鳥羽（上海）貿易有限公司董事長
取 締 役	千 國 哲 王	営業本部長兼特機システム部長 株式会社和泉テクニカル・ラボ代表取締役社長
取 締 役	鳥 津 政 則	管理本部長
取 締 役	池 田 智 則	中部ブロック長兼西日本ブロック長
取 締 役	村 木 義 和	営業企画室長
取 締 役	谷 逸 夫	
取 締 役	小 川 隆 之	
取 締 役	成 瀬 圭 珠 子	弁護士 株式会社ウィザス社外監査役 ウエルネオシュガー株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	酒 井 孝 弘	
監 査 役	廣 瀬 勝 一	弁護士
監 査 役	早 崎 信	公認会計士・税理士
監 査 役	川 口 伸	杉田エース株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役谷逸夫、小川隆之及び成瀬圭珠子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役廣瀬勝一、早崎信及び川口伸の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役廣瀬勝一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法令及び企業のコンプライアンス並びにガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役早崎信氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役川口伸氏は、金融機関における豊富な営業経験を有し、代表取締役社長、監査役等を歴任され、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
 (就任) 2023年6月16日開催の第74回定時株主総会において、村木義和氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び監査役のほか、管理職従業員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされております。

ただし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担しており、各被保険者は保険料を負担しておりません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年12月13日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、決定方針という）の改定を決議しております。その内容は以下のとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてガバナンス諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的として株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役においては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、能力等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

(1) 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、連結事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結業績を反映した現金報酬とし、各連結事業年度の連結当期純利益に応じて算出された額を業績連動報酬等として、毎年一定の時期に支給する。

(2) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、原則として年に1度、当社と各取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結した上で当社普通株式（以下「本割当株式」という）を交付する。

各取締役に対する譲渡制限付株式報酬の報酬水準については、株主総会で決議された範囲において、各取締役の担当職務の範囲、役位、業績その他諸般の事情を考慮して適切な水準を設定する。本割当契約には、概要、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限及び譲渡制限期間

取締役は、本割当株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 無償取得事由

当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬を主たる報酬とし、業績連動報酬等の額と非金銭報酬の額の合計は、基本報酬を超えないものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等は、取締役会決議により決定する。取締役会は、当該決議にあたり、取締役会が定める内規に基づいて各取締役の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の各金額及び数を適切に算定するため、ガバナンス諮問委員会に対して諮問してその答申を得るものとする。

ガバナンス諮問委員会は、取締役会が選定する2名以上の社外取締役及び社外監査役に取締役社長を加えた3名以上の委員で構成し、委員の過半数は独立役員でなければならず、また、委員長は独立役員たる委員から決議をもって選定する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会において年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

当社取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の上限数及び上限額は、2021年6月18日開催の第72回定時株主総会において、それぞれ年1万8千株以内、年額3千6百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度の範囲内かつ取締役会が定める内規に基づき作成した報酬案を取締役会に諮っております。また、取締役会は各取締役の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の各金額及び数を適切に算定するため、ガバナンス諮問委員会に対して諮問してその答申を得るものとしております。取締役会は本答申結果を勘案し、取締役会決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	124,040千円 (7,200千円)	72,183千円 (7,200千円)	37,000千円 (-千円)	14,857千円 (-千円)	9名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	16,980千円 (7,200千円)	16,980千円 (7,200千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、各事業年度の連結当期純利益であり、その実績は、親会社株主に帰属する当期純利益1,074百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬等にかかる指標に適合していると判断したからであります。また、その業績連動報酬等の額または算定方法は、「4. (3)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	成瀬 圭珠子	株式会社ウィザス ウエルネオシュガー株式会社	社外監査役 社外監査役	当社と株式会社ウィザス及びウエルネオシュガー株式会社との間に重要な取引関係はありません。
社外監査役	川口 伸	杉田エース株式会社	社外監査役	当社と杉田エース株式会社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	谷 逸 夫	当期開催の取締役会13回全てに出席し、出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知見や他社での取締役経験より、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	小 川 隆 之	当期開催の取締役会13回全てに出席し、総合商社での実務経験や企業経営に携わった経験を通じて培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	成 瀬 圭 珠 子	当期開催の取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	廣 瀬 勝 一	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べるとともに、同委員長として委員会の運営等の職務を行っております。
監査役	早 崎 信	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べております。
監査役	川 口 伸	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。また、ガバナンス諮問委員会の委員として、報酬等ガバナンスに関する事項について積極的に意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金5百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,300千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 当社の子会社鳥羽（上海）貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士事務所等の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンスに関する業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、社是及び社内諸規程を当社グループ企業活動の規範とし、取締役及び使用人に対して定期的・恒常的な研修活動を実施するとともに、職位を通じて適正な業務執行と監督を行い、法令、社内諸規程及び社会倫理に則った企業活動をする。
- ② 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程等に則り、当社グループの経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、各取締役はそれぞれが担当する当社グループの業務執行状況に関して取締役会に報告を行うことにより、取締役の職務執行を相互に監督し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行を監督する体制を構築する。
- ③ 当社グループのコンプライアンス活動の基準となるコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対するコンプライアンスの徹底を図る。当社グループのコンプライアンス体制として、社長は常勤取締役の中から法令遵守統括責任者を任命する。法令遵守統括責任者はサステナビリティ委員会において、各委員とともにコンプライアンス上の重要な事項を審議するとともに審議の結果を取締役に報告する。また、サステナビリティ委員会の各委員は、当社グループのコンプライアンス推進に係る課題及び対応策を協議・承認する体制を構築する。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内諸規程を遵守して行われているかを監査するため、社長の直轄組織として内部監査室を設置し、遵守状況を定期的に監査して社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ⑤ 取締役及び使用人から連絡・相談を受けつける外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し当社グループの取締役及び使用人は、「企業行動規範」に逸脱する行為、法令及び社内諸規程に違反する行為を知り、またはそのリスクを感じた場合、通報する体制をとることで問題の早期発見・解決を図る体制をとるとともに、公益通報者保護規程に則り当該通報者に不利が生じない措置を講じる体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）については、文書管理規程及び文書取扱マニュアルに基づき、保存媒体に応じて適正に保存、管理するものとし、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制を構築する。
- ② 電磁的方法で記録・保存された文書等については、情報管理規程に基づき管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに、社外からの不正アクセス防止措置を講じる体制を構築する。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理の状況に関しては監査役の監査を受ける体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を設ける。リスク管理規程に基づきサステナビリティ委員会において、想定される当社グループのリスクを可能な限り把握、認識及び分析して、それらに対する未然防止または発生したリスクの損害を最小限に食い止める体制を講じる。また、職務権限規程、情報管理規程、営業債権管理規程、安全保障輸出管理規程及び事業継続計画書（BCP）等において、平常時に想定されるリスクに対応する規程を網羅し、取締役及び使用人に徹底する体制を構築する。
- ② リスクを未然に防止するために、社長の直轄組織である内部監査室が、常に当社グループの各部署の監査を行い、リスクの早期発見、早期解決を行う体制を構築する。
- ③ 当社グループに不測の事態または重大な経営リスクが発生した場合は、社長を筆頭とする対策本部を設置して、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限に防ぐための体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社グループの経営に関する重要な事項の審議・決定を行う体制を構築する。
- ② 業務執行する取締役は、当社グループの経営計画を達成するための、担当職務の具体的な方針、目標及び実行計画を策定し、計画に基づく業務執行状況を定期的かつ適宜に取締役会に報告するとともに、計画に対する進捗の状況及び対策を取り纏め取締役会に報告する体制を構築する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの業務の役割、責任及び責任者等について詳細に定めてあり、当該規程に基づく効率的運営及び責任体制を確立する。取締役の職務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において定められた、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行う。
- ④ 内部監査室は、各業務が社内諸規程に照らし正しく処理され、効率的に実行されているかの監査を定期的に実行し、その結果を社長に報告する体制を構築する。社長は、当該報告で重要な事項については取締役会に報告する。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。監査役及び内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じて、その改善策を取締役に報告する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程を定め、当該規程に基づき当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ② サステナビリティ委員会が当社グループ全体のコンプライアンスリスクを管理・統括する体制を構築する。
- ③ 監査役及び内部監査室は、当社グループの監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ④ 金融商品取引法に基づき、当社グループは財務報告に係る信頼性を確保するため、その規模等を踏まえ必要かつ適切な内部統制を整備・運用する体制を構築する。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける体制を構築する。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社グループの使用人から補助者を任命することとし、当該使用人配置の具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と協議し、同意を得た上で社長が決定する。
- ② 当該使用人の人事（人事異動、考課等）に関しては、監査役会の意見に基づいて行い、当該使用人は取締役からの独立性を確保する体制とする。
- ③ 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ④ 当該使用人が監査役の指揮命令に従わない場合には、監査役会の意見に基づき懲戒処分の対象とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役からの業務執行の状況の報告、情報提供、資料提出の要請等に対して速やかに応じる環境を恒常的に整備する体制を構築する。

- ② 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対し法定事項はもとより、当社グループに関し重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、サステナビリティ委員会の活動状況、内部統制システムの構築に関する部門活動状況及び内部通報の状況等のリスク管理に関する重要な事項を報告する。これらの監査役に報告すべき事項の報告を受けた者も同様とする体制を構築する。
- ③ 常勤監査役は、取締役会のほか、社内の業務の執行報告及び意思決定等の重要な会議に出席する体制を構築する。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(9) ①または②の報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する体制を構築する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する体制を構築する。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施する体制を構築する。
- ② 監査役は、社長との定期的な会議を設け、相互認識を深める体制を構築する。
- ③ 監査役は、その必要性を認めた場合は、監査の実施にあたり顧問弁護士等の専門家との連携を行う体制を構築する。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求及び妨害行為に対しては、警察、弁護士等の関連機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社グループの取締役及び使用人に対し、法令違反・不当行為等の早期発見及びこれらを未然に防止するための組織としてサステナビリティ委員会を設置しております。当事業年度におきましては4回開催いたしました。また、社内における様々なハラスメントを未然に防ぐことを目的に、全取締役及び使用人を対象にハラスメント教育を実施いたしております。なお、当社は内部通報窓口として「社内通報窓口」及び「社外通報窓口（顧問弁護士）」を設置して適切な措置がとれるよう備えております。

当社では、社内におけるコンプライアンスに関する教本「コンプライアンス・ブック」や「コンプライアンス・カード」の配布、各種研修会における「コンプライアンス教育」を実施し、取締役及び使用人に対する教育・啓蒙活動を実施しております。

(2) リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限に食い止めるためのリスク把握・評価・対応を継続的に行っております。また、経営に与える影響度が高いと思われるリスクに関しましては、リスク管理規程に基づき、サステナビリティ委員会において検証しております。当事業年度におきましては、4回開催いたしました。また、内部監査室は内部監査規程に基づき、組織の内部監査を実施し、リスク状況の把握・監視を行い、社長及び常勤監査役などに報告を行っております。

(3) 取締役の職務執行監督体制

取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項、経営方針及び予算策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行って、法令や定款等との適合及び業務の適正を確保するための活動を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による取締役の職務の執行の監督機能を強化しております。

(4) 内部監査体制

内部監査体制につきましては、社長直轄の内部監査室において、「内部監査規程」に基づき年間監査計画を策定し、会社業務の適正な運用並びに財産の保全の実行状況、各組織における不正の発生や誤処理の防止、法令及び社内規程の遵守状況を厳正に監視しております。その結果につきましては、社長、常勤監査役及び社内関連部署に報告するほか、年2回の頻度で取締役会に概要を報告し、さらに四半期に1回の頻度で社外役員と内部統制部門連絡会を開催し、監査結果や内部統制状況を報告しており、デュアルレポーティングラインを構築しております。なお、常勤監査役とは月1回連絡会が開催され、内容については常勤監査役より監査役会で報告されております。また、監査役及び監査役会、並びに内部監査室は、会計監査人である監査法人と、監査実施内容に関する情報交換会を実施しております。監査結果や監査法人が把握した内部統制の状況等に関して意見交換を行い、緊密な連携を維持しております。

(5) グループの管理体制

子会社の経営管理につきましては、社長を筆頭にした経営管理体制の整備、統括を実施しております。社内では関係会社管理規程及び海外子会社管理規程を定めて、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社から財務の状況及びその他の経営状況につきましては、書面または口頭にて月次の報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告を行っております。

9. 会社の支配に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,596,664	流 動 負 債	11,053,369
現金及び預金	12,648,062	支払手形及び買掛金	2,937,905
受取手形及び売掛金	8,114,794	電子記録債務	6,930,505
電子記録債権	3,273,002	短期借入金	200,000
商 品	351,345	1年内返済予定の長期借入金	47,620
そ の 他	213,044	未払法人税等	337,704
貸倒引当金	△3,584	賞与引当金	174,427
		役員賞与引当金	37,000
固 定 資 産	7,527,718	そ の 他	388,206
有 形 固 定 資 産	1,986,025	固 定 負 債	580,003
建物及び構築物	540,940	長期借入金	19,900
機械及び装置	15,047	繰延税金負債	544,817
工具、器具及び備品	49,371	株式給付引当金	9,052
土 地	1,379,100	そ の 他	6,232
そ の 他	1,565	負 債 合 計	11,633,372
無 形 固 定 資 産	806,330	純 資 産 の 部	
の れ ん	328,122	株 主 資 本	18,826,137
そ の 他	478,208	資 本 金	1,148,000
投 資 そ の 他 の 資 産	4,735,363	資 本 剰 余 金	1,099,082
投資有価証券	2,679,710	利 益 剰 余 金	18,174,396
長期預金	1,000,000	自 己 株 式	△1,595,341
差入保証金	820,911	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,650,016
そ の 他	234,741	その他有価証券評価差額金	1,305,285
		為替換算調整勘定	344,731
資 産 合 計	32,124,383	株 式 引 受 権	14,857
		純 資 産 合 計	20,491,010
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	32,124,383

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

科 目	金 額	
売上高		28,449,855
売上原価		24,111,218
売上総利益		4,338,637
販売費及び一般管理費		2,823,637
営業利益		1,514,999
営業外収益		
受取利息及び配当金	73,970	
仕入割引	27,779	
その他の	11,172	112,922
営業外費用		
為替差損	6,395	
その他の	3,302	9,697
経常利益		1,618,224
特別利益		
投資有価証券売却益	2,475	2,475
特別損失		
投資有価証券評価損	6,347	
固定資産除却損	571	6,918
税金等調整前当期純利益		1,613,781
法人税、住民税及び事業税	544,602	
法人税等調整額	△5,596	539,005
当期純利益		1,074,775
親会社株主に帰属する当期純利益		1,074,775

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,148,000	1,095,438	17,594,119	△1,258,482	18,579,075
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△494,499		△494,499
親会社株主に帰属する当期純利益			1,074,775		1,074,775
自 己 株 式 の 取 得				△348,572	△348,572
自 己 株 式 の 処 分		3,644		11,712	15,357
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	3,644	580,276	△336,859	247,061
当 期 末 残 高	1,148,000	1,099,082	18,174,396	△1,595,341	18,826,137

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			株式引受権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	935,577	271,543	1,207,120	13,647	19,799,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△494,499
親会社株主に帰属する当期純利益					1,074,775
自 己 株 式 の 取 得					△348,572
自 己 株 式 の 処 分					15,357
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	369,707	73,188	442,896	1,210	444,106
当 期 変 動 額 合 計	369,707	73,188	442,896	1,210	691,167
当 期 末 残 高	1,305,285	344,731	1,650,016	14,857	20,491,010

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,669,811	流 動 負 債	9,906,380
現金及び預金	10,884,992	支払手形	134,211
受取手形	397,413	電子記録債権	6,930,505
電子記録債権	3,273,002	買掛金	2,063,551
売掛金	6,609,514	未払金	39,110
商用品	328,167	未払費用	55,894
前払費用	52,681	未払法人税等	315,038
その他	124,103	前受金	20,014
貸倒引当金	△65	預り金	61,829
固 定 資 産	7,735,378	賞与引当金	161,000
有 形 固 定 資 産	1,967,430	役員賞与引当金	37,000
建物	536,475	その他	88,224
構築物	4,465	固 定 負 債	559,387
機械及び装置	1,090	長期未払金	6,232
工具、器具及び備品	46,298	繰延税金負債	544,101
土地	1,379,100	株式給付引当金	9,052
無 形 固 定 資 産	477,931	負 債 合 計	10,465,767
ソフトウェア	465,564	純 資 産 の 部	
電話加入権	10,866	株 主 資 本	17,619,280
その他	1,500	資 本 金	1,148,000
投 資 そ の 他 の 資 産	5,290,017	資 本 剰 余 金	1,099,082
投資有価証券	2,617,136	資 本 準 備 金	1,091,862
関係会社出資金	787,255	その他資本剰余金	7,220
長期前払費用	33,575	利 益 剰 余 金	16,967,539
長期預金	1,000,000	利 益 準 備 金	287,000
差入保証金	800,991	その他利益剰余金	16,680,539
その他	51,058	建物圧縮積立金	131,486
資 産 合 計	29,405,190	土地圧縮積立金	7,860
		別途積立金	10,217,000
		繰越利益剰余金	6,324,192
		自 己 株 式	△1,595,341
		評価・換算差額等	1,305,285
		その他有価証券評価差額金	1,305,285
		株 式 引 受 権	14,857
		純 資 産 合 計	18,939,422
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	29,405,190

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

科 目	金 額	
売上高		26,137,878
売上原価		22,101,130
売上総利益		4,036,748
販売費及び一般管理費		2,557,293
営業利益		1,479,454
営業外収益		
受取利息及び配当金	53,988	
仕入割引	27,779	
その他の	7,072	88,840
営業外費用		
為替差損	5,884	
その他の	2,946	8,830
経常利益		1,559,464
特別利益		
投資有価証券売却益	2,475	2,475
特別損失		
固定資産除却損	571	571
税引前当期純利益		1,561,368
法人税、住民税及び事業税	521,400	
法人税等調整額	△6,977	514,422
当期純利益		1,046,945

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,148,000	1,091,862	3,575	287,000	16,128,093	△1,258,482	17,400,048
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△494,499		△494,499
当 期 純 利 益					1,046,945		1,046,945
建物圧縮積立金の取崩					—		—
自己株式の取得						△348,572	△348,572
自己株式の処分			3,644			11,712	15,357
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,644	—	552,446	△336,859	219,231
当 期 末 残 高	1,148,000	1,091,862	7,220	287,000	16,680,539	△1,595,341	17,619,280

残高及び変動事由	評 価 ・ 換 算 差 額 等		株式引受権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	935,577	935,577	13,647	18,349,273
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△494,499
当 期 純 利 益				1,046,945
建物圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△348,572
自己株式の処分				15,357
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	369,707	369,707	1,210	370,917
当 期 変 動 額 合 計	369,707	369,707	1,210	590,149
当 期 末 残 高	1,305,285	1,305,285	14,857	18,939,422

(注) その他利益剰余金の内訳

単位：千円（未満切捨て）

残高及び変動事由	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	135,586	7,860	10,217,000	5,767,645	16,128,093
当期変動額					
剰余金の配当				△494,499	△494,499
当期純利益				1,046,945	1,046,945
建物圧縮積立金の取崩	△4,100			4,100	—
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△4,100	—	—	556,546	552,446
当期末残高	131,486	7,860	10,217,000	6,324,192	16,680,539

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 鳥羽洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥羽洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 鳥羽洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会において定期的に子会社の事業活動報告を受けるとともに、子会社管掌取締役から経営管理の状況の報告及び説明を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

株式会社 鳥羽洋行 監査役会
常勤監査役 酒井 孝 弘
監査役 廣瀬 勝 一
監査役 早崎 信
監査役 川口 伸

(注) 監査役廣瀬勝一、早崎信及び川口伸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

